

町田市就学援助費支給要綱の一部改正について

1 改正理由

国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価の引き上げを踏まえ、準要保護者に対する中学校の入学準備金の支給額を増額するため、町田市就学援助費支給要綱を一部改正しました。

2 改正内容

中学校の入学準備金の支給額を60,000円から63,000円に増額しました。

(別表第2関係)

3 施行期日

2023年7月6日から施行し、改正後の町田市就学援助費支給要綱の規定は、同年4月1日から適用します。

町田市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱

町田市就学援助費支給要綱（2000年4月1日施行）の一部を次のように改正する。次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後				改正前			
別表第2（第5関係）				別表第2（第5関係）			
支給対象費目	支給対象 学年等	支給額	備考	支給対象費目	支給対象 学年等	支給額	備考
略	略	略	略	略	略	略	略
入学準備金	略	略	略	入学準備金	略	略	略
	小学校第6学年又は中学校第1学年	<u>63,000円</u>			小学校第6学年又は中学校第1学年	<u>60,000円</u>	
略	略	略	略	略	略	略	略

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、2023年7月6日から施行し、改正後の町田市就学援助費支給要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

（2023年度における入学準備金に係る特例措置）

- 2 この要綱による改正前の町田市就学援助費支給要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により旧要綱第3第4号に該当して2022年度中に入学準備金（中学校の就学予定者に係るものに限る。）の支給を受けた者が、2023年4月1日時点において、準要保護者であって、旧要綱第3第1号から第3号までのいずれかに該当するものとして、旧要綱第6の規定による支給認定を受けたときは、当該認定を受けた者に対し、旧要綱別表第2入学準備金の部小学校第6学

年又は中学校第1学年の項に規定する額とこの要綱による改正後の別表第2入学準備金の部小学校第6学年又は中学校第1学年の項に規定する額との差額に相当する額を支給するものとする。